

予防技術検定模擬テスト

— 解説付 —

NO. 131

【共通】問1 防火管理の講習に関する次の文章を読み、消防法令上誤っているものを1つ選べ。

- (1) 防火管理に関する講習には、甲種防火管理新規講習、甲種防火管理再講習及び乙種防火管理講習があるが、乙種防火管理再講習はない。
- (2) 甲種防火管理新規講習の講習時間はおおむね10時間であるのに対して、乙種防火管理講習の講習時間はおおむね5時間である。
- (3) 火災事例等の研究に関する講習は、甲種防火管理新規講習では行うが、甲種防火管理再講習では行わない。
- (4) 都道府県知事、消防本部及び消防署を置く市町村の消防長又は総務大臣の登録を受けた法人は、防火管理に関する講習の課程を修了した者に対して修了証を交付する。

【消防用設備等】問1 次の防火対象物と消防用設備等の組み合わせのうち、当該設備等が設置された後に設備等技術基準が改正されて当該改正基準に適合しなくなった場合でも、当該改正基準に適合させる必要がないものを1つ選べ。ただし、当該防火対象物に設置されている当該設備等は当該改正前の基準に適合しており、当該改正後に増改築等の工事は行っておらず、当該改正基準の附則等で当該改正基準に適合させる必要がない旨の記述もないものとする。

- (1) 収容人員が100人の事務所に設置されている消火器
- (2) 収容人員が300人の中学校に設置されている自動火災報知設備
- (3) 収容人員が100人の共同住宅に設置されているガス漏れ火災警報設備。ただし、当該共同住宅の内部には、温泉の採取のための設備で総務省令で定めるものが設置されており、当該温泉の採取のための設備は、温泉法に基づき可燃性天然ガスの濃度についての都道府県知事の確認を受けた者が当該確認に係る温泉の採取の場所において温泉を採取するための設備ではないものとする。
- (4) 収容人員が30人の作業場に設置されている非常警報器具

【消防用設備等】問2 誘導標識に関する次の文章を読み、消防法令上誤っているものを1つ選べ。

- (1) 防火対象物の階のうち、居室の各部分から主要な避難口を容易に見とおし、かつ、識別することができる階で、当該避難口に至る歩行距離が35mであるものにあっては、誘導標識を設置しないことができる。
- (2) 劇場の避難階において、客席の各部分から客席避難口を容易に見とおし、かつ、識別することができ、客席の各部分から当該客席避難口に至る歩行距離が30m以下であることに加

え、火災時に客席避難口を識別することができるようすべての客席避難口に照明装置が設けられており、かつ、当該避難口を2以上有している場合は、誘導標識を設置しないことができる。

- (3) 防火対象物の避難階にある居室において、屋内から直接地上へ通ずる出入口（附室が設けられている場合にあっては、当該附室の出入口）である避難口を有していることに加え、室内の各部分から当該避難口又はこれに設ける避難口誘導灯若しくは蓄光式誘導標識を容易に見とおし、かつ、識別することができ、室内の各部分から当該避難口に至る歩行距離が30m以下である場合は、誘導標識を設置しないことができる。
- (4) 誘導標識（蓄光式誘導標識を除く。）は、避難口又は階段に設けるものを除き、各階ごとに、その廊下及び通路の各部分から一の誘導標識までの歩行距離が7.5m以下となる箇所及び曲り角であって、多数の者の目に触れやすく、かつ、採光が識別上十分である箇所に設ける必要があり、誘導標識の周囲には、誘導標識とまざらわしい又は誘導標識をさえぎる広告物、掲示物等を設けてはならない。

【防火査察】問1 消防法の違反処理等に関する記述のうち、不適当なものは次のうちどれか。

- (1) 過料は、金銭罰の一種であり刑罰である罰金及び科料と区別して科せられ、刑罰ではないから、故意・過失の有無等の刑法総則の適用はない。
- (2) 司法警察職員は、警察庁及び都道府県警察の各警察官並びに特別の事項について司法警察職員として職務を行う特定の行政庁の職員などの総称であり、刑事訴訟法上の呼称である。
- (3) 消防法の罰則の内、命令違反ではなく、規定違反に対する直接の罰則規定に係る違反については、罰則の適用を促すための告発を実施する必要がある。
- (4) 警告は命令の前段階として行われる行政指導であるので、警告しようとする内容に関して履行義務者が複数であるときは、代表者として一人の義務者に対し警告をすれば足りる。

【防火査察】問2 消防法（以下「法」という。）の違反処理等に関する記述のうち、適当なものは次のうちどれか。

- (1) 法第17条第2項により委任されている条例基準違反に対しては、法第17条の4第1項に基づく消防用設備等の設置維持に関する命令を発することができないので、条例に命令の根拠となる命令規定を設ける必要がある。
- (2) 法第8条の2の3第1項に基づく防火対象物点検の特例認

問2 答 (5)

解説 訓練の中止は、訓練実施責任者が天候や訓練実施場所の環境等の変化により、訓練の安全管理体制が確立されてないと総合的に判断した場合である。よって、いかなる場合も中止するのではなく、全天候型の屋内訓練場や庁舎内を活用するなど状況に応じた訓練を実施する。

問3 答 (3)

解説 交通事故現場では、火花が出ない救助資機材を選定する。

[救急]**問1 答 (2)と(5)**

解説 (2) 消防法施行令第44条に記載のとおり、「航空機1機及び救急隊員2人以上をもって編成しなければならない。」
(5) 消防法施行規則第50条に記載のとおり、医療機関に勤務する救急救命士が同乗した場合でも、救急隊員2人で編成することができる。

問2 答 (2)と(3)

解説 救急年報報告における調査項目の取扱いについて
(平成30年3月30日付 消防救第57号 消防庁救急企画室長通知)別紙1に記載のとおり。
(2) 現場出発時刻については、「救急車が現場を出発し、走り始めた時刻」をいうものであり、「受入医療機関が決定した時刻」ではないこと。
(3) 病院収容時刻については、「医師に傷病者を引き継いだ時刻」をいうものであり、「病院到着時刻に1分を足し上げた時刻」ではないこと。

問3 答 (2)

解説 「受援側から指示体制等が指定されるまでは、派遣元メディカルコントロール協議会に所属する医師に対して行う」としている。「応援救急隊における救急業務の実施について」(平成29年3月30日付 消防救第47号 消防庁救急企画室通知)参照。

予防技術検定模擬テスト**[共通]****問1 答 (3)**

解説 (1) 消防法施行令第3条第1項及び第4項、消防法施行規則第2条の3第1項及び第4項参照。
(2) 消防法施行規則第2条の3第2項及び第4項参照。
(3) 消防法施行規則第2条の3第2項及び第3項参照。火災事例等の研究に関する講習は、甲種防火管理新規講習の講習事項とされていないが、甲種防火管理再講習の講習事項とされている。消防法施行規則第2条の3第2項及び第3項参照。
(4) 消防法施行規則第2条の3第5項参照。

[消防用設備等]**問1 答 (2)**

解説 (1) 消防法第17条の2第1項参照。

(2) 消防法施行令第34条第2号。中学校に設置されている自動火災報知設備は、設備等技術基準が改正されても当該改正基準に適合させる必要はない。

(3) 平成19年に発生した東京都渋谷区天然温泉施設爆発火災を踏まえ、建築物の内部に温泉の採取のための設備が設置されているものには原則としてガス漏れ火災警報設備を設置する必要があり、設備等技術基準が改正されれば当該改正基準に適合させる必要がある。消防法施行令第34条第3号参照。

(4) 消防法施行令第34条第5号参照。

問2 答 (1)

解説 (1) 消防法施行規則第28条の2第3項第1号。歩行距離が30m以下でなければ誘導標識の設置を免除することができない。
(2) 消防法施行規則第28条の2第3項第2号参照。
(3) 消防法施行規則第28条の2第3項第3号参照。
(4) 消防法施行規則第28条の3第5項参照。

[防火査察]**問1 答 (4)**

解説 (1) 違反処理マニュアルにより適当。なお、一般手続きとして非訟事件手続法の適用を受ける。
(2) 違反処理マニュアルにより適当。
(3) 違反処理マニュアルにより適当。
(4) それぞれの義務者あてに個別に警告をする必要があるので、不適当。

問2 答 (2)

解説 (1) 消防法第17条第2項により条例に委任されている消防用設備等の条例違反についても、法第17条の4第1項に基づく命令は発することができる、不適当。
(2) 違反処理マニュアルにより適当。
(3) 命令書は配達証明付き内容証明郵便で送達する必要があるので、不適當。
(4) 命令が継続している間は、消防法第5条第3項に基づく標識の設置等の公示は実施しなければならないので、不適當。

[危険物]**問1 答 (2)**

解説 硝酸ゲアニジン及び硝酸エステル類は第5類、硝酸は第6類の危険物の品名に該当する。消防法別表第1及び危険物の規制に関する政令第1条第3項第2号参照。

問2 答 (3)

解説 (1) 消防法第13条の24第1項参照。
(2) 消防法第14条の2第3項参照。
(3) 誤り。運搬の基準違反(消防法第16条の規定違反)に対しては直接の罰則規定が定められている。消防法第43条第1項第2号参照。
(4) 消防法第13条の2第5項参照。